

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月28日

【発行者名】 HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド
(HSBC Management (Guernsey) Limited)

【代表者の役職氏名】 ビジネス・マネジメント・ヘッド ケイト・チャールズ
(Kate Charles)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、
セント・ピーター・ポート、
セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port,
Guernsey GY1 3NF, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽
弁護士 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽
弁護士 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 HSBC ユニ・フォリオ
(HSBC Uni-Folio)

- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
- () HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル(約491億8,000万円)を上限額とする。
 - () HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル(約491億8,000万円)を上限額とする。
ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約651億2,000万円)を上限額とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびユーロの円換算額は、平成25年8月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1米ドル=98.36円および1ユーロ=130.24円)による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年1月31日に提出した有価証券届出書（平成25年4月26日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、一部の事項に訂正の必要が生じたのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

_____部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

（2）外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

（前略）

（注）上記の2本のファンドのうち、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券の2種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券のみが募集される。HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、スターリング・クラス受益証券およびスイスフラン・クラス受益証券（以下、併せて「通貨ヘッジ・クラス」という。）、米ドル・Rクラス受益証券およびスターリング・Rクラス受益証券（以下、併せて「Rクラス」という。）、ならびにインスティテューショナル（円）クラス受益証券およびインスティテューショナル（スイスフラン）クラス受益証券（以下、併せて「インスティテューショナル・クラス」という。）の8種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券のみが募集される。なお、各クラスの受益証券を「クラス証券」ということがある。

<訂正後>

（前略）

（注）上記の2本のファンドのうち、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券およびユーロ・クラス受益証券（以下、併せて「通貨ヘッジ・クラス」という。）ならびに米ドル・Rクラス受益証券（以下、「Rクラス」という。）の3種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券のみが募集される。HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、スターリング・クラス受益証券およびスイスフラン・クラス受益証券（以下、併せて「通貨ヘッジ・クラス」という。）、米ドル・Rクラス受益証券、スターリング・Rクラス受益証券およびユーロ・ヘッジ・Rクラス受益証券（以下、併せて「Rクラス」という。）、ならびにインスティテューショナル（円）クラス受益証券およびインスティテューショナル（スイスフラン）クラス受益証券（以下、併せて「インスティテューショナル・クラス」という。）の9種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券のみが募集される。なお、各クラスの受益証券を「クラス証券」ということがある。

（5）申込手数料

<訂正前>

申込手数料は、発行価格に3.15%（税抜き3.0%）以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

<訂正後>

申込手数料は、発行価格に3.15%^(注)（税抜き3.0%）以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

（注）手数料率は、手数料率（税抜き）にかかる消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する料率（5%）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税が8%になった場合には、3.24%となる。以下同じ。

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの形態

< 訂正前 >

(前略)

ユニ・フォリオは、上場および非上場の株式、債券、オプション、ワラントおよびデリバティブを含むその他の投資証券への広範な投資を認められている2本のファンドで構成されている。HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては2種類の受益証券が発行され、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては8種類の受益証券が発行される。各ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、各ファンドの別紙を参照のこと。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

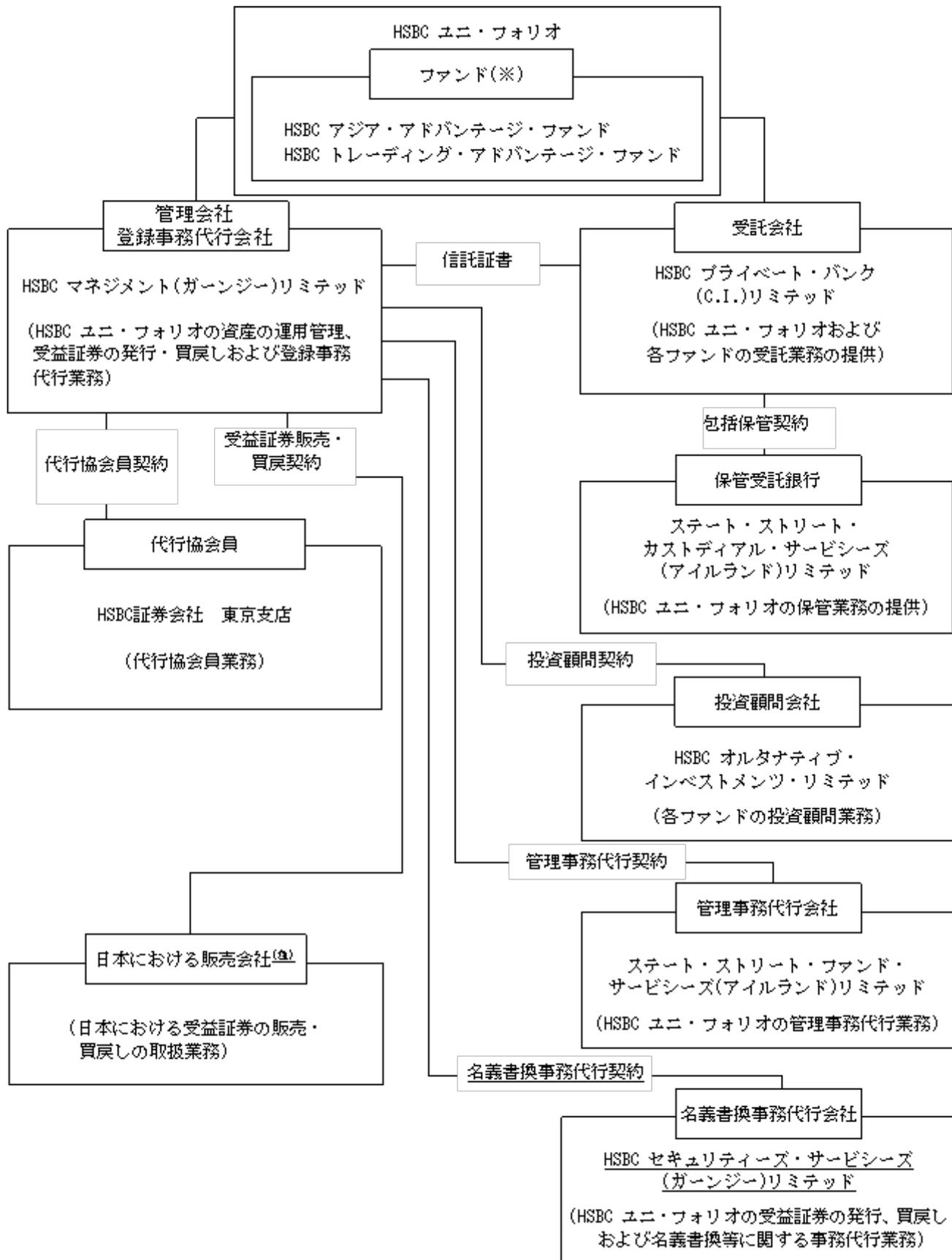
ユニ・フォリオは、上場および非上場の株式、債券、オプション、ワラントおよびデリバティブを含むその他の投資証券への広範な投資を認められている2本のファンドで構成されている。HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては3種類の受益証券が発行され、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては9種類の受益証券が発行される。各ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、各ファンドの別紙を参照のこと。

(後略)

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み



(注) 前記「第一部 証券情報(8) 申込取扱場所」を参照のこと。

(中略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	トラスト運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド (State Street Fund Services (Ireland)Limited)	管理事務代行会社	管理会社とインベスターズ・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドとの間で平成13年1月12日付管理事務代行契約(注2)を締結(平成21年2月1日付の同契約にかかる更改契約に基づき、ステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが契約上の地位を承継。)。セレクション・ファンドの管理事務代行業務について規定している。
HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(ガーンジー)リミテッド(HSBC Securities Services (Guernsey) Ltd.)	名義書換事務代行会社	平成24年8月31日付名義書換事務代行契約(注4)を管理会社との間で締結。 ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務について規定している。

(中略)

(注4) 名義書換事務代行契約とは、管理会社によって任命された名義書換事務代行会社が、受益証券に関する全ての申込みおよび買戻請求の受領および手続等の名義書換事務代行業務を行うことを約する契約である。

(中略)

管理会社の概要

(中略)

() 資本金の額

平成25年2月末日現在、100,000スターリング・ポンド(約1,404万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成25年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=140.37円)による。

(中略)

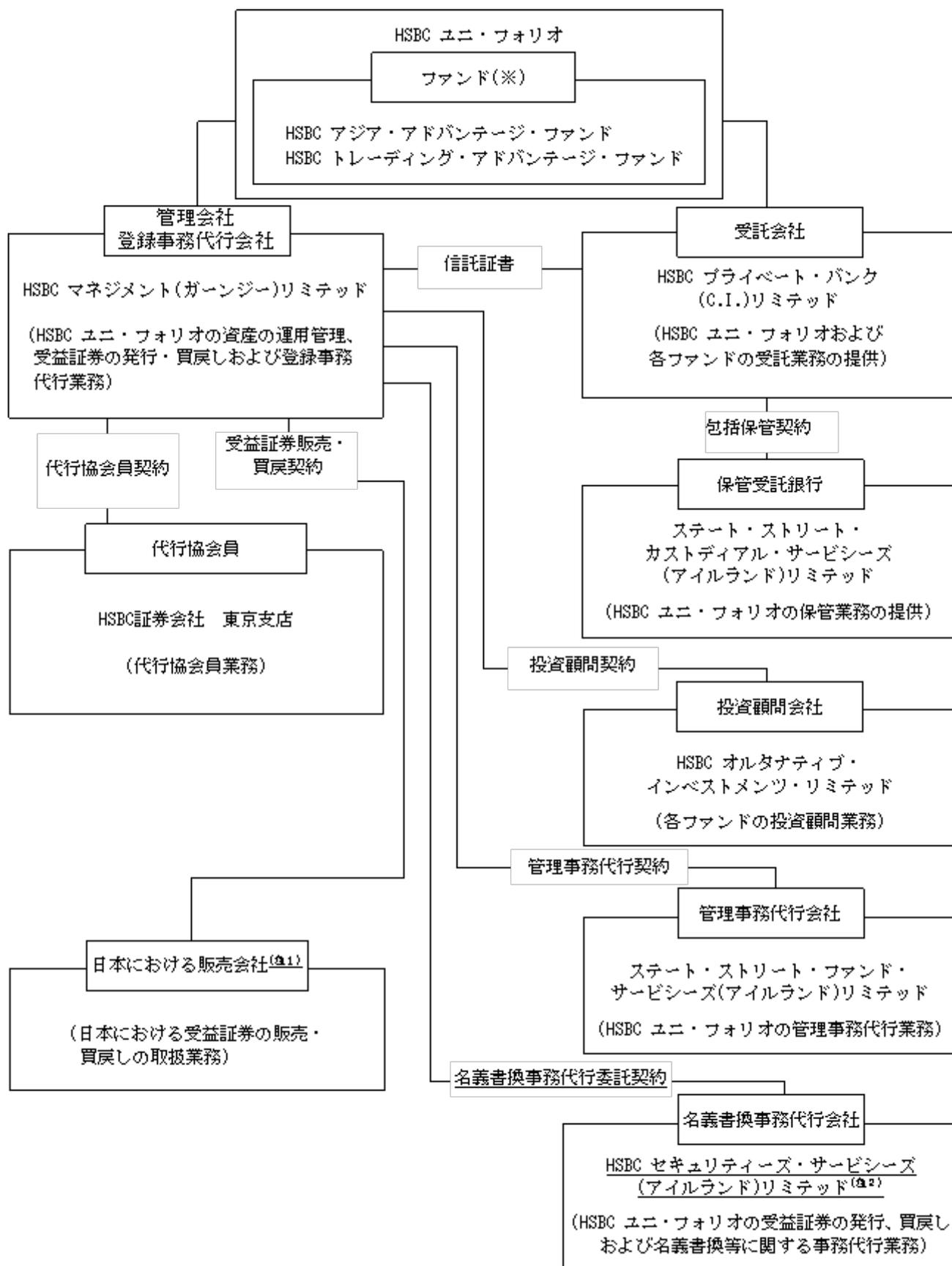
() 大株主の状況

(平成24年11月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
HSBC インベストメント・ホールディングス(ガーンジー)リミテッド (HSBC Investment Holdings(Guernsey) Limited)	ガーンジー, GY1 1EE, セント・ピーター・ポート, パーク・ストリート, パーク・プレイス	99,999株	約100%

<訂正後>

ファンドの仕組み



(注1) 前記「第一部 証券情報(8) 申込取扱場所」を参照のこと。

(注2) 名義書換事務代行会社は、平成25年5月31日付で、HSBCセキュリティーズ・サービスズ(ガーンジー)リミテッドからHSBCセキュリティーズ・サービスズ(アイルランド)リミテッドに変更された。以下同じ。

(中略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	トラスト運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ステート・ストリート・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド (State Street Fund Services (Ireland)Limited)	管理事務代行会社	管理会社とインベスターズ・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッドとの間で平成13年1月12日付管理事務代行契約(注2)を締結(平成21年2月1日付の同契約にかかる更改契約に基づき、ステート・ストリート・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッドが契約上の地位を承継。)。セレクション・ファンドの管理事務代行業務について規定している。
HSBC セキュリティーズ・サービシズ(アイルランド)リミテッド(HSBC Securities Services (Ireland) Limited)	名義書換事務代行会社	平成25年5月31日付で、管理会社は、受託会社の同意を得て、HSBCセキュリティーズ・サービシズ(アイルランド)リミテッドを名義書換事務代行会社として、名義書換に関する事務代行業務を委託した。名義書換事務代行委託契約(注4)は、ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務について規定している。

(中略)

(注4) 名義書換事務代行委託契約とは、管理会社によって任命された名義書換事務代行会社が、受益証券に関する全ての申込みおよび買戻請求の受領および手続等の名義書換事務代行業務を行うことを約する契約である。

(中略)

管理会社の概要

(中略)

() 資本金の額

平成25年8月末日現在、100,000スターリング・ポンド(約1,526万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成25年8月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=152.58円)による。

(中略)

() 大株主の状況

(平成25年8月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
HSBC インベストメント・ホールディングス(ガーンジー)リミテッド (HSBC Investment Holdings(Guernsey) Limited)	ガーンジー, GY1 1EE, セント・ピーター・ポート, パーク・ストリート, パーク・プレイス	100,000株	100%

2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

(前略)

管理会社の内部管理、ファンドに係る意思決定を監督する組織、ファンドの関係法人に対する管理体制等

(中略)

管理会社は運用、コンプライアンス、監督の各業務を担当する9名の従業員を有している。管理会社は、管理会社のマネージング・ディレクターに対し報告を行う1名のコンプライアンス・オフィサーを有している。管理会社は、名義書換事務代行会社であるHSBC セキュリティーズ・サービスズ(ガーンジー)リミテッドに、ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社の内部管理、ファンドに係る意思決定を監督する組織、ファンドの関係法人に対する管理体制等

(中略)

管理会社は運用、コンプライアンス、監督の各業務を担当する9名の従業員を有している。管理会社は、管理会社のマネージング・ディレクターに対し報告を行う1名のコンプライアンス・オフィサーを有している。管理会社は、名義書換事務代行会社であるHSBC セキュリティーズ・サービスズ(アイルランド)リミテッドに、ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

(1) 海外における販売手続等

<訂正前>

(前略)

マネー・ロンダリング規制

管理会社および名義書換事務代行会社は、受益証券申込みの受付および資金の受領に際してデュー・デリジェンスを行うことを義務づける国内外の反マネー・ロンダリングおよびテロリズム資金供与防止規制(2007年ガーンジー刑事罰(犯罪収益)(金融サービス業)規則を含むが、これに限られない。)ならびに金融犯罪およびテロリスト資金供与防止に関するGFSCハンドブックに服する。かかる規制により、管理会社は、国内外で調査を行い、その承知する調査結果および状況を報告することを要求されている。

名義書換事務代行会社は、受益証券の申込みを行う個人や法人の詳細な身元証明を要求する。したがって、受益証券の申込人は、初回の受益証券の申込みの際には必ず、申込書の関連の項目に記入し、必要な添付書類とともに提出しなければならない。

(中略)

受益証券の申込み

取引日にファンドの受益証券が発行される前に、名義書換事務代行会社は、当該取引日の午後5時(ガーンジー時間)(ファンド概要に規定された通知期間に従う。)までに申込書を受領することを要する。

ファンドの受益証券の当初買付申込みについて、管理会社はその絶対的裁量により低価額の受諾に同意する場合を除き、別紙「ファンド概要」に記載されるファンドの最低保有額を下回らない価額でなければならない。

(中略)

ファンドの基準通貨以外の通貨で受領した申込金は、管理会社の裁量により決定される換算レートにより、管理会社または指定の代理人によって必要とされる通貨に換算される。受益証券は記名式であるため、受益証券の所有に係る券面は発行されない。端数の受益証券は小数第二位まで発行される。買付金から当初手数料

(もしあれば)の控除後、名義書換事務代行会社は、得られた金額を当該受益証券の発行価格で除して発行される受益証券口数を決定する。

情報保護

投資者は、ファンドへの投資に合意することにより、管理会社および名義書換事務代行会社が2001年ガーンジー情報保護法(以下「情報保護法」という。)および関連する会社法令に従いファンドに対する投資者の権利を適正に記録し、現在価値およびファンド書類の変更を含むファンドへの投資に関する事項について受益者に助言するため個人情報^{を保有し処理できること}、ならびに管理会社および名義書換事務代行会社がその義務を履行し規制上の要件を遵守するため以下の事項を行うことができることを了解し、受諾する。

(中略)

- (c) 投資者に関連しておよび一般的にファンドへの投資に関して必要と管理会社または名義書換事務代行会社が判断する第三者またはガーンジーもしくは欧州経済地域外の第三者を含む情報保護法により必要な第三者に個人情報を提供すること
- (d) 当該者がガーンジーまたは欧州経済地域外の者である場合にもかかわらず、処理のため受託会社および登録機関に制限なく当該個人情報を提供すること
- (e) 管理会社、名義書換事務代行会社および/または投資顧問会社(ガーンジーまたは欧州経済地域外のこれらの会社を含む。)と同じグループに属し、自社のサービスを投資者に販売する営業目的で当該情報の利用を希望する他の会社に電子通信の方法等で個人情報を移転すること
- (f) 管理会社または名義書換事務代行会社のそれぞれの内部管理事務のため投資者の個人情報を処理すること

<訂正後>

(前略)

マネー・ロンダリング規制

管理会社および名義書換事務代行会社は、受益証券申込みの受付および資金の受領に際してデュー・デリジェンスを行うことを義務づける国内外の反マネー・ロンダリングおよびテロリズム防止規則(管理会社の場合には2007年ガーンジー刑事罰(犯罪収益)(金融サービス業)規則ならびに金融犯罪およびテロリスト金融に関するGFSCハンドブック、名義書換事務代行会社の場合には2010年アイルランド刑事罰(マネーロンダリングおよびテロリスト金融)規則(改正済)を含むが、これに限られない。)(以下「適用あるAML法」という。)に服する。適用あるAML法により、管理会社は、国内外で調査を行い、その承知する調査結果および状況を報告することを要求されている。

名義書換事務代行会社は、受益証券の申込みを行う個人や法人の詳細な身元、住所および資金源の証明を要求する。したがって、受益証券の申込人は、初回の受益証券の申込みの際には必ず、申込書の関連の項目に記入し、必要な添付書類とともに提出しなければならない。

(中略)

受益証券の申込み

取引日にファンドの受益証券が発行される前に、名義書換事務代行会社は、当該取引日の午後5時(ガーンジー時間)(ファンド概要に規定された通知期間に従う。)までに申込書を受領することを要する。管理会社は、その絶対的裁量により、ファンドの受益証券のいかなる申込みについても受諾することができる。

ファンドの受益証券の当初買付申込みについて、管理会社はその絶対的裁量により低価額受諾に同意する場合を除き、別紙「ファンド概要」に記載されるファンドの最低保有額を下回らない価額でなければならない。

(中略)

ファンドの基準通貨以外の通貨で受領した申込金は、管理会社の裁量により決定される換算レートにより、管理会社または指定の代理人によって必要とされる通貨に換算される。受益証券は記名式であるため、受益証券の所有に係る券面は発行されない。端数の受益証券は小数第二位まで発行される。買付金から当初手数料(もしあれば)の控除後、名義書換事務代行会社は、得られた金額を当該受益証券の発行価格で除して発行される受益証券口数を決定する。

当初申込み後、継続申込みは、(書面により事前に名義書換事務代行会社が同意した様式または方法により、また名義書換事務代行会社の要求に従って)電子的に受諾することもできる。

情報保護

投資者は、自身のためまたは実質上の所有者のために、ファンドへの投資に同意することにより、管理会社が2001年ガーンジー情報保護法(以下「情報保護法」という。)および関連する会社法令に従いファンドに対する投資者の権利を適正に記録し、現在価値およびファンド書類の変更を含むファンドへの投資に関する事項について受益者に助言するため個人情報を保有し処理できること、および管理会社がその義務を履行し規制上の要件を遵守するため以下の事項を行うことができることを了解し、受諾する。

(中略)

- (c) 投資者に関連しておよび一般的にファンドへの投資に関して必要と管理会社が判断する第三者またはガーンジーもしくは欧州経済地域外の第三者を含む情報保護法により必要な第三者に個人情報を提供すること
- (d) 当該者がガーンジーまたは欧州経済地域外の者である場合にもかかわらず、処理のため受託会社および登録機関に制限なく当該個人情報を提供すること
- (e) 管理会社の内部管理事務のため投資者の個人情報を処理すること

更に、投資者は、ファンドへの投資に同意することにより、自身のためおよび実質上の所有者のために、アイルランドの1988年-2003年の情報保護法に従って、(ファンドに代わる情報処理者としての名義書換事務代行会社が個人情報が処理することを了解し、受諾する。投資者の情報は、ファンドの名義書換事務代行会社がその業務を遂行するため、また、会社法、反マネー・ロンダリングおよびテロリスト資金調達防止規制に基づく義務を含む、法的義務を遵守するために処理される。名義書換事務代行会社は、法律上または規制上の理由により必要な場合、投資者の情報を第三者に開示する。これには、監査人、(EU預金利子指令に基づく)アイルランド税務当局、アイルランド中央銀行などの第三者への開示が含まれる。投資者は、ファンドへの投資に同意することにより、情報確認を目的とする名義書換事務代行会社との通話の録音、個人情報を前記のとおりまた管理会社に開示すること、必要な場合または管理会社もしくは名義書換事務代行会社の正当な利益のため、名義書換事務代行会社および/または管理会社のグループ会社(アイルランドと同様の情報保護法を有していない場合もある欧州経済領域以外の国に所在する会社を含み、名義書換事務代行会社および管理会社は、かかる個人情報をマーケティング目的で開示または利用する権限を有していないものと理解される。)への情報開示を含む、個人情報の処理に同意する。

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し手続等

<訂正前>

(前略)

取引日に買い戻された受益証券に関し、買戻代金は、受益証券の価格の決定から3営業日以内に販売会社への当該受益者の指示に従い支払われる。かかるすべての支払は、受益者が別途指示する場合を除き、各ファンドのクラス証券の通貨で行われ、その際、管理会社またはその代行者は、当該受益者の代理人として、その適正とみなす為替レートおよび条件により外国通貨の換算を行う。

一口当たり買戻価格は、信託証書に従い(特定のファンドに関しては当該ファンド証書に従い)決定された一口当たり純資産価格とされる。

ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間には買戻代金の支払は行われない。

(中略)

買戻代金支払に関する必要な指示

全受益者は、買戻代金の払込先の銀行口座を指定するよう勧められ、これを行う機能が申込書に記載されている。買戻代金の払込先の銀行口座を変更する名義書換事務代行会社への指示またはその他何らかの方法で支払を行うようにとの名義書換事務代行会社への別途の指示は、共同受益者の場合は全受益者が署名した書面により受領されなければならない。ファクシミリまたはテレックスによる指示では不十分である。名義書換事務代行会社が買戻代金の支払場所または方法に関して指示を受け取っていない場合、名義書換事務代行会社は、当該受益者を受取人とする小切手または銀行為替手形により当該代金の支払を行えるよう手配し、当該受益者

のリスク負担で名簿上の当該所有者の住所宛に普通郵便で送付する。共同受益者の場合は、かかる小切手は全受益者に対して支払われ、全受益者中の最初の記名者の住所宛で送付される。

取引日に買い戻されるファンドの受益証券数の制限

(後略)

<訂正後>

(前略)

取引日に買い戻された受益証券に関し、買戻代金は、受益証券の価格の決定から4営業日以内に名義書換事務代行会社への当該受益者の指示に従い支払われる。かかるすべての支払は、受益者が別途指示する場合を除き、各ファンドのクラス証券の通貨で行われ、その際、管理会社またはその代行者は、当該受益者の代理人として、その適正とみなす為替レートおよび条件により外国通貨の換算を行う。

一口当たり買戻価格は、信託証書に従い(特定のファンドに関しては当該ファンド証書に従い)決定された一口当たり純資産価格とされる。

ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間には買戻代金の支払は行われぬ。

買戻請求もまた、(書面により事前に名義書換事務代行会社が同意した様式または方法により)名義書換事務代行会社の要求に従って、電子的に受諾することができる。ファクシミリまたは電子的に送信された買戻請求は、支払が登録口座へ行われる場合のみ処理することができる。

(中略)

買戻代金支払に関する必要な指示

全受益者は、買戻代金の払込先の銀行口座を指定するよう勧められ、これを行う機能が申込書に記載されている。買戻代金の払込先の銀行口座を変更する名義書換事務代行会社への指示またはその他何らかの方法で支払を行うようにとの名義書換事務代行会社への別途の指示は、共同受益者の場合は全受益者が署名した書面により受領されなければならない。ファクシミリまたはテレックスによる指示では不十分である。

取引日に買い戻されるファンドの受益証券数の制限

(後略)

4 資産管理等の概要

(5) その他

関係法人との契約の更改等に関する手続

<訂正前>

(前略)

名義書換事務代行契約

名義書換事務代行契約は、修正または補足が必要となる場合には、随時、名義書換事務代行会社および管理会社の間の書面による合意により行われる。

同契約は、業務開始日から2暦月目の応答日以前には、一方の当事者が他方当事者に終了の旨を2か月前に通知した場合、またそれ以降には、一方の当事者が他方当事者に契約終了の旨を6か月前に通知した場合や、当事者双方の早期終了の合意がある場合等には、終了させることができる。

同契約は、ガーンジー法に準拠し、同法に従って解釈される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

名義書換事務代行委託契約

名義書換事務代行委託契約は、一方の当事者が他方当事者に契約終了の旨を6か月前に通知した場合や、当事者双方の早期終了の合意がある場合等には、終了させることができる。

同契約は、ガーンジー法に準拠し、同法に従って解釈される。

(後略)

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換

<訂正前>

ユニ・フォリオの受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(ガーンジー)リミテッド

取扱場所 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、
セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス

(後略)

<訂正後>

ユニ・フォリオの受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド、ダブリン2、グランド・カナル・ハーバー、グランド・カナル・スクエア1番

(後略)

[次へ](#)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

<訂正前>

資本金の額 平成25年2月末日現在、100,000英ポンド(約1,404万円)

発行済株式総数 100,000株、

管理会社は、100,000株の授権株式資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成25年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=140.37円)による。

<訂正後>

資本金の額 平成25年8月末日現在、100,000英ポンド(約1,526万円)

発行済株式総数 100,000株、

管理会社は、100,000株の授権株式資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成25年8月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=152.58円)による。

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(ガーンジー)リミテッドにファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの資産の受託保管を委託している。

(後略)

<訂正後>

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)リミテッドにファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの資産の受託保管を委託している。

(後略)

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

- (4) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(HSBC Alternative Investments Limited)(「投資顧問会社」)

(中略)

事業の内容

投資顧問会社は、所定の投資業務の遂行に関して金融サービス委員会により規制されている英国における有限責任会社として設立され、ロンドン SW1A1JB、セント・ジェームズ通り78番を主たる所在地としている。投資顧問会社は、管理会社および受託会社の関連会社により全額出資されている。

- (5) HSBC セキュリティーズ・サービシズ(ガーンジー)リミテッド(「名義書換事務代行会社」)

(HSBC Securities Services (Guernsey) Ltd.)

資本金の額

平成24年11月末日現在、8,685千英ポンド(約11億4,416万円)

事業の内容

名義書換事務代行会社は、オルタナティブ投資戦略を追求する様々な集団投資スキームに対して、ファンドの会計業務、評価業務、名義書換事務代行業務およびカンパニーセクレタリアル業務を提供するファンド管理事務業務会社として、ガーンジーで設立され、運営しており、現在の管理事務業務対象資産は、総額約110億米ドルである。同社は、HSBCグループの全額出資子会社であり、ガーンジー金融サービス委員会より免許を付与され、同委員会の規制を受けている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- (4) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(HSBC Alternative Investments Limited)(「投資顧問会社」)

(中略)

事業の内容

投資顧問会社は、所定の投資業務の遂行に関して金融行動監視機構により規制されている英国における有限責任会社として設立され、ロンドン SW1A1JB、セント・ジェームズ通り78番を主たる所在地としている。投資顧問会社は、管理会社および受託会社の関連会社により全額出資されている。

- (5) HSBC セキュリティーズ・サービシズ(アイルランド)リミテッド(「名義書換事務代行会社」)

(HSBC Securities Services (Ireland) Limited)

資本金の額

平成25年8月末日現在、1,000,005米ドル(約9,836万円)

事業の内容

HSBC セキュリティーズ・サービシズ(アイルランド)リミテッドは、平成3年11月29日にアイルランドで設立された非公開有限責任会社であり、最終的にはHSBCホールディングス・ピーエルシーの全額出資子会社である。HSBCホールディングス・ピーエルシーは、英国で設立された公開会社で、平成25年6月30日現在、約2兆6,450億米ドルの総資産を有している。

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

- (5) HSBC セキュリティーズ・サービシズ(ガーンジー)リミテッド(「名義書換事務代行会社」)

(HSBC Securities Services (Guernsey) Ltd.)

ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を行う。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(5) HSBC セキュリティーズ・サービシズ(アイルランド)リミテッド(「名義書換事務代行会社」)

(HSBC Securities Services (Ireland) Limited)

ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を行う。

(後略)

3 資本関係

<訂正前>

管理会社およびHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドは、HSBC インベストメント・ホールディングス(ガーンジー)リミテッドの全額出資会社である。受託会社は、HSBC プライベート・バンキング・ホールディングス(スイス)エス・エイの全額出資会社である。HSBC インベストメント・ホールディングス(ガーンジー)リミテッド、HSBC プライベート・バンキング・ホールディングス(スイス)エス・エイ、HSBC セキュリティーズ・サービシズ(ガーンジー)リミテッドおよびHSBC アセット・マネジメント・リミテッドの最終的親会社は、HSBC ホールディングス・ピーエルシーである。

<訂正後>

管理会社およびHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドは、HSBC インベストメント・ホールディングス(ガーンジー)リミテッドの全額出資会社である。受託会社は、HSBC プライベート・バンキング・ホールディングス(スイス)エス・エイの全額出資会社である。HSBC インベストメント・ホールディングス(ガーンジー)リミテッド、HSBC プライベート・バンキング・ホールディングス(スイス)エス・エイ、HSBC セキュリティーズ・サービシズ(アイルランド)リミテッドおよびHSBC アセット・マネジメント・リミテッドの最終的親会社は、HSBC ホールディングス・ピーエルシーである。

別紙A

ファンド概要

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラス

5 投資顧問会社

<訂正前>

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融庁による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

(後略)

<訂正後>

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融行動監視機構による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

(後略)

別紙B

ファンド概要

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

5 投資顧問会社

<訂正前>

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融庁による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

(後略)

<訂正後>

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融行動監視機構による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

(後略)

別紙C

定義

<訂正前>

別途定義されていない本書中の用語は、文脈上必要な場合、信託証書において当該用語に付された意味を有するものとし、またこれを条件として、以下の用語および語句は下記の通りの意味を有する。

「投資対象保有会社」	ファンドに関して、当該ファンドの投資資産の保有という特定目的のために設立された完全所有子会社をいう。 (中略)
「名義書換事務代行会社」	<u>HSBC セキュリティーズ・サービスズ(ガーンジー)リミテッドをいう。</u> (後略)

<訂正後>

別途定義されていない本書中の用語は、文脈上必要な場合、信託証書において当該用語に付された意味を有するものとし、またこれを条件として、以下の用語および語句は下記の通りの意味を有する。

「 <u>営業日</u> 」	<u>ガーンジーまたはロンドンにおいて、通常営業日として扱われる日をいう。</u>
「投資対象保有会社」	ファンドに関して、当該ファンドの投資資産の保有という特定目的のために設立された完全所有子会社をいう。 (中略)
「名義書換事務代行会社」	<u>管理会社が受託会社の同意を得て名義書換に関する事務代行業務を委託したHSBC セキュリティーズ・サービスズ(アイルランド)リミテッドをいう。</u> (後略)